

秋田市 中小企業振興指針

【改定版】

令和3年6月30日
秋 田 市

秋田市中小企業振興指針

【 指 針 の 構 成 （ も く じ ） 】

第 1 章 指針策定の趣旨

1	秋田市中小企業振興基本条例について	1
2	指針の位置付け	1
3	指針の実施期間	2
4	指針に基づく各施策の推進および検証	2

第 2 章 指針のポイント

1	市内中小企業の現状	3
2	市内中小企業の課題	8
3	中小企業等の意見	9
4	新型コロナウイルス感染症の影響	10
5	事業者の意見	11
6	新型コロナウイルス感染症に対する取組	12
7	重点的に取り組むポイント	14

第 3 章 施策の方向性

基本施策 1	経営基盤の強化を図ること	15
基本施策 2	新たな市場の開拓等を図ること	16
基本施策 3	製品又は役務の価値の増加による 競争力の強化を図ること	16
基本施策 4	新たな事業の創出の促進を図ること	17
基本施策 5	地域の特性に応じた事業活動の促進を 図ること	18
基本施策 6	人材の育成および確保を図ること	20
基本施策 7	小規模企業者に必要な支援を行うこと	21

【資料】

- 資料 1 秋田市中小企業振興基本条例
- 資料 2 秋田市中小企業振興推進会議規則
- 資料 3 秋田市中小企業振興推進会議委員名簿
- 資料 4 秋田市中小企業振興指針の策定経緯

第1章 指針策定の趣旨

1 秋田市中心企業振興基本条例について

市内の事業所の多くを占める中小企業は、本市経済や雇用の確保に重要な役割を担ってきました。近年の人口減少や少子高齢化の進行による国内市場の縮小、国際化の進展による競争の激化等により、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、特に小規模企業者においては、事業主の高齢化、後継者不足等により経営を維持することさえ困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、本市では、中小企業の振興を市政の重要な政策の一つと位置付け、中小企業の振興に向けた取組を推進するため、平成30年12月に秋田市中心企業振興基本条例を制定しました。

2 指針の位置付け

秋田市中心企業振興基本条例では、次に掲げる事項を基本に、中小企業の振興に関する施策を講じることとしており、施策の総合的な推進を図るため、「第13次秋田市総合計画」における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、中小企業の振興に関する「指針」を定めることとしたものです。

＜基本方針＞

- ①中小企業の経営基盤の強化を図ること
- ②中小企業の新たな市場の開拓等を図ること
- ③中小企業が供給する製品又は役務の価値の増加による競争力の強化を図ること
- ④中小企業の新たな事業の創出の促進を図ること
- ⑤地域の特性に応じた中小企業の事業活動の促進を図ること
- ⑥中小企業の事業活動を担う人材の育成および確保を図ること
- ⑦小規模企業者の自主的な取組が促進されるよう必要な支援を行うこと

秋田市中心企業振興基本条例(抜粋)

第9条 市長は、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 中小企業の振興に関する施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 市長は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者等、中小企業支援団体および市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、秋田市中心企業振興推進会議の意見を聴かななければならない。

3 指針の実施期間

本指針の実施期間は、県都『あきた』創生プラン【第14次秋田市総合計画】と歩調を合わせ、5年間とします。

4 指針に基づく各施策の推進および検証

指針に基づく各施策の実施にあたっては、社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学、市民等で構成する「秋田市中心小企業振興推進会議」などの意見を聴きながら、毎年度施策の検証を行い、必要に応じて見直しを図りながらニーズに添った施策の推進に努めていきます。

第2章 指針のポイント

1 市内中小企業の現状

(1) 推計人口（県都『あきた』創生プラン【第14次秋田市総合計画】より）

本市の人口は、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が年々強まっていることに加え、高校や大学等の卒業に伴う転出が顕著であるなど、社会減の傾向も続いています。

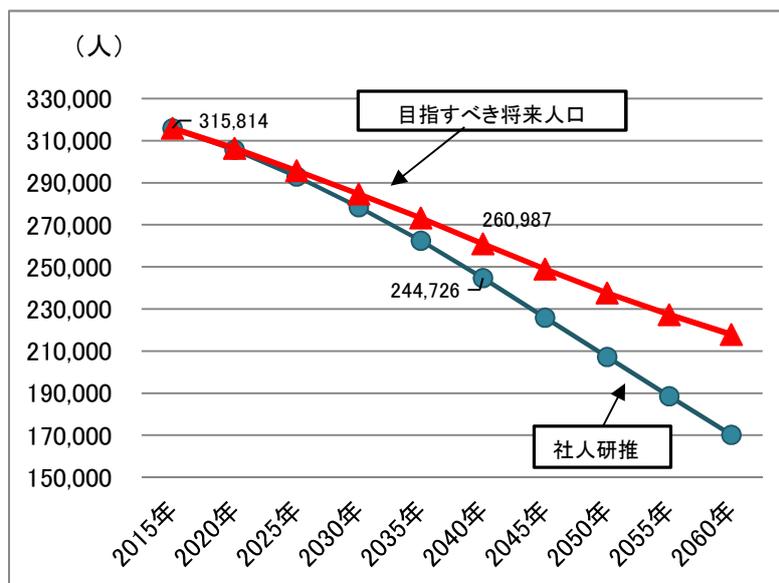
このような状況が続いた場合、国立社会保障・人口問題研究所によると、2010（平成22）年の人口約31万5千人が、2040（令和22）年には約24万5千人まで減少すると推計されています。

(2) 目指すべき将来人口（県都『あきた』創生プラン【第14次秋田市総合計画】より）

この約24万5千人という人口は、1970年代前半と同規模ですが、人口構造の面から見ると、年少・生産年齢人口の減少と老年人口の増加により、老年人口割合が約44%に達すると予想され、約6%だった当時と大きく異なる問題を抱えています。

こうした状況に今すぐ歯止めをかけることは困難ですが、本市の経済や医療・介護、地域コミュニティなどに与える影響等をしっかりと検証した上で、元気な秋田市を次の世代に引き継いでいくために、この問題に正面から取り組む必要があります。

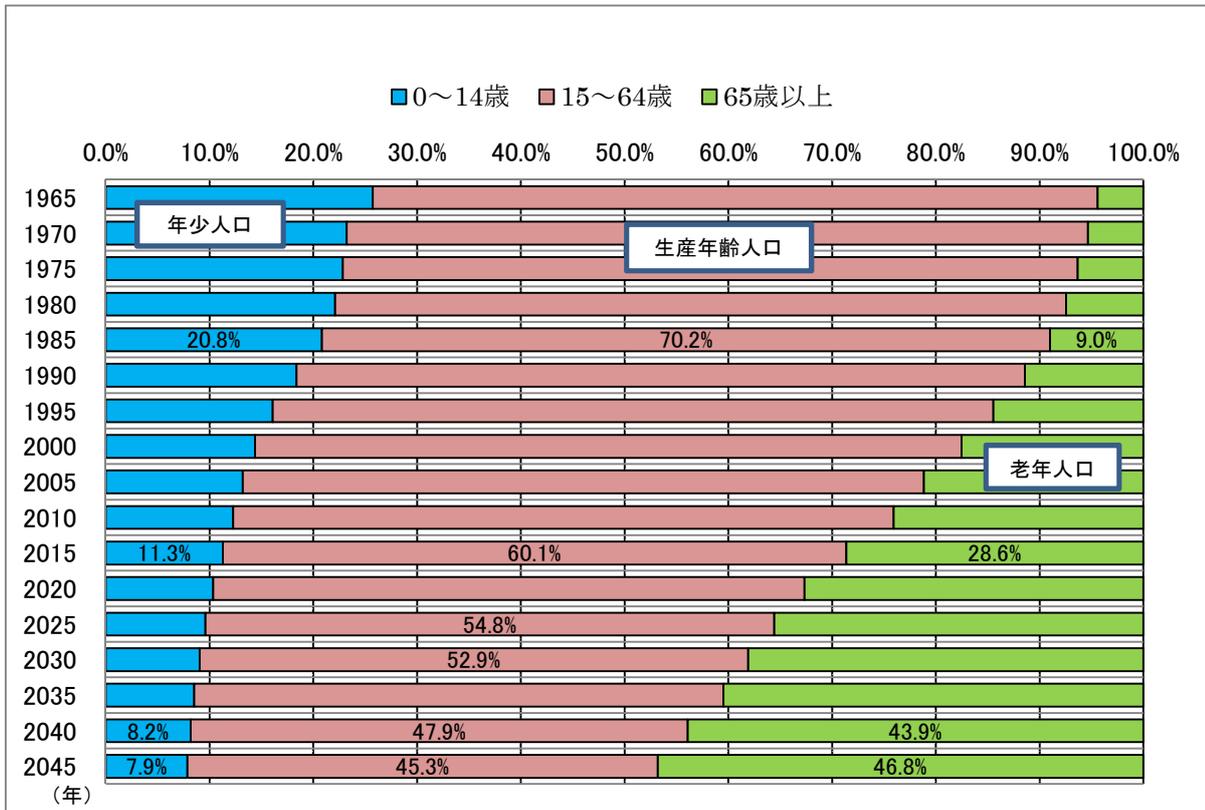
人口減少対策に取り組むことにより、本市では、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の仮定を勘案し、2030（令和12）年に国民の希望出生率1.8程度、2040（令和22）年に人口置換水準2.07を達成するとともに、2020（令和2）年から2035（令和17）年にかけて、純移動率を5年ごとに概ね1/2ずつ縮小させた、2040（令和22）年の約26万人を本市の目指すべき将来人口とするものです。



(3) 年齢3区分別人口割合の推移

年少人口割合が一貫して減少する一方、老年人口は一貫して増加しています。

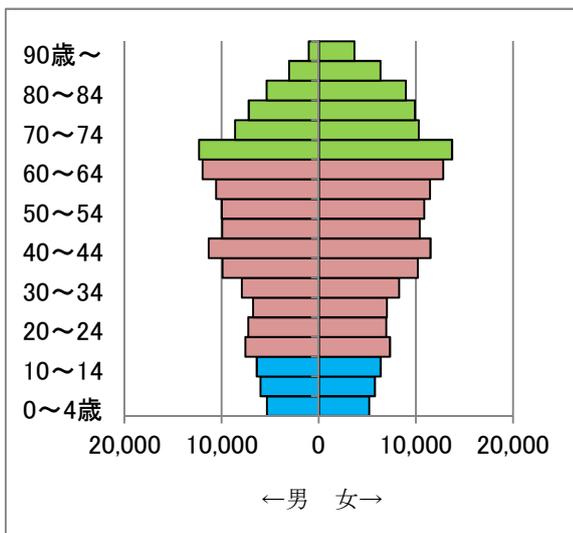
老年人口割合の増加により、社会保障制度への影響のほか、地域における介護需要の増加や人材不足等が懸念されます。



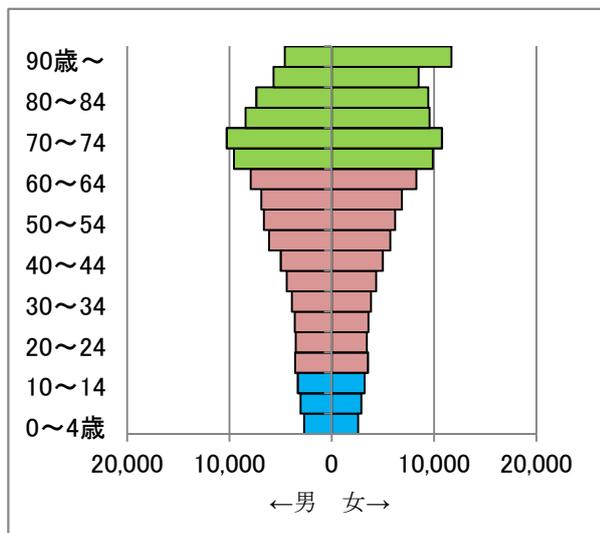
※年少人口：15歳未満 生産年齢人口：15歳以上65歳未満 老年人口：65歳以上

※秋田市人口ビジョンより

2015年（国勢調査）



2045年（社人研推計）

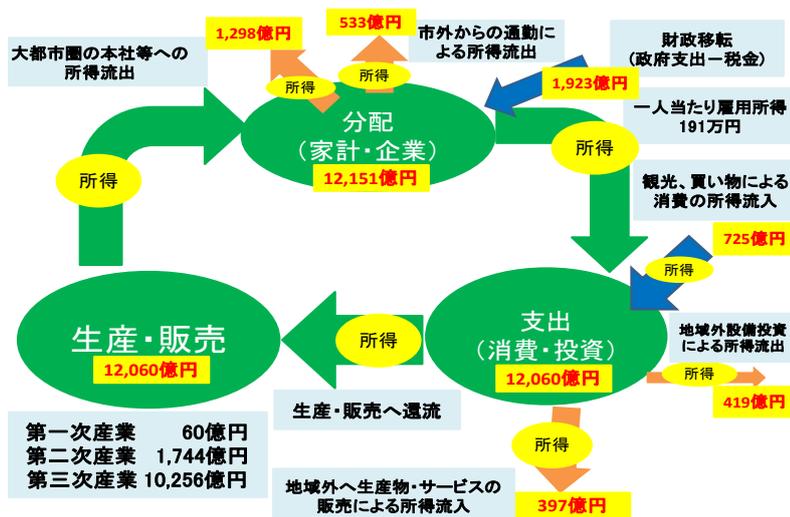


(4) 市内経済循環の現況

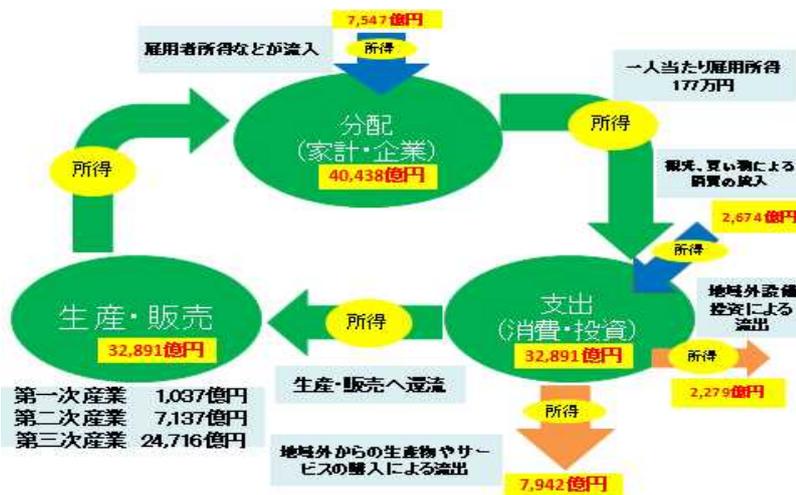
地域内企業活動を通じて生産された付加価値は、労働者所得や企業所得として分配され、消費や投資として支出されて、再び地域内企業に還流します。地域経済の自立度を測定するには、地域経済循環率を把握することが効果的であると言われていいます。これは、域内で生み出された所得がどの程度域内に環流しているかを把握するもので、本市の平成27年（2015年）における地域経済循環率は99.2%で、大都市圏への所得流出や、本市外への設備投資の増加による要因から、平成25年（2013年）からの2年間で8.7ポイント低下したものの、秋田県全体の81.3%と比較すると高く、支出の地域外からの流入が大きいという特徴を示しています。

また、観光や買い物による消費と生産物・サービスの販売による所得の流入が大きな強みとなっており、秋田県全体と比較しても、支出の面での地域外への流出が小さくなっています。

【秋田市】 地域循環率99.2%（生産・販売／分配×100）



【秋田県】 地域循環率81.3%（生産・販売／分配×100）



※内閣府「RESAS－地域経済分析システムサイト」のデータ(2015年)を用いて作成

(5) 市内企業の特性

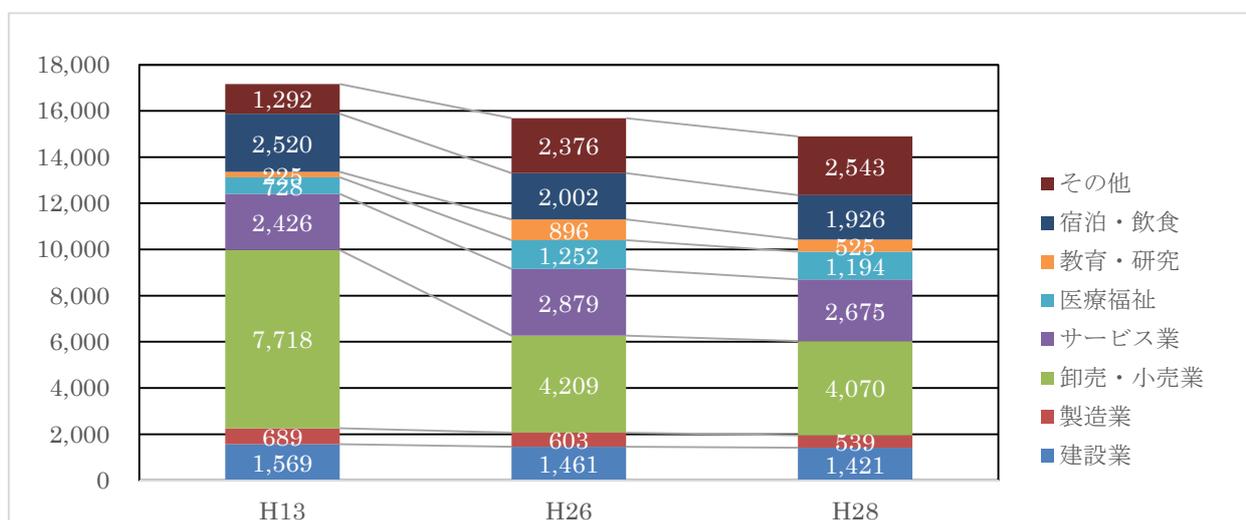
平成13年から平成28年の間に、事業所数、従業員数とも減少する中で、「サービス業」「医療福祉」の事業所数、従業員数は大きく増加していましたが、近年になり鈍化する傾向にあります。

また、付加価値額の面でも、「サービス業」「医療・福祉、教育・研究」が大きく、特にサービス業については、「RESASによる秋田の地域経済分析報告書」(秋田県)において、「外貨を稼ぐ産業となっていることが特徴である。一方で、強みの基礎となっている人口や事業所数が減少に転じている。」とされています。

人口減少と高齢化が進み、マーケットが縮小していく中で、今後は生産性を向上させながら、さらに市外への生産物やサービスの販売を強化することにより、市内の経済循環を高めることが重要になっています。

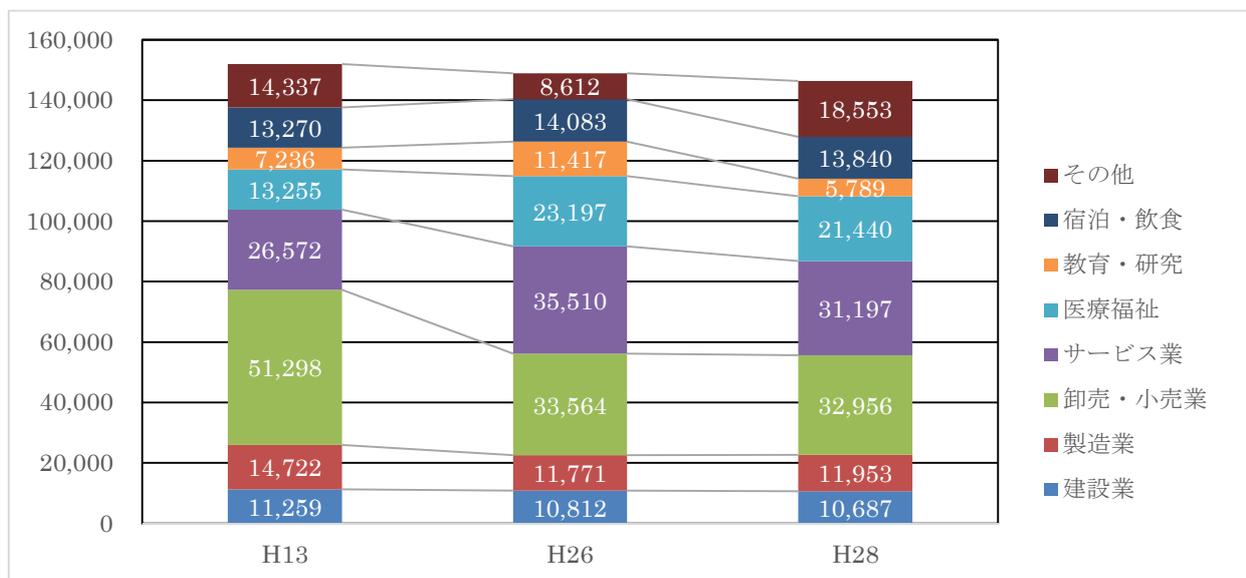
産業構造の変化（業種別事業所数）

(単位：事業所)



産業構造の変化（業種別従業員数）

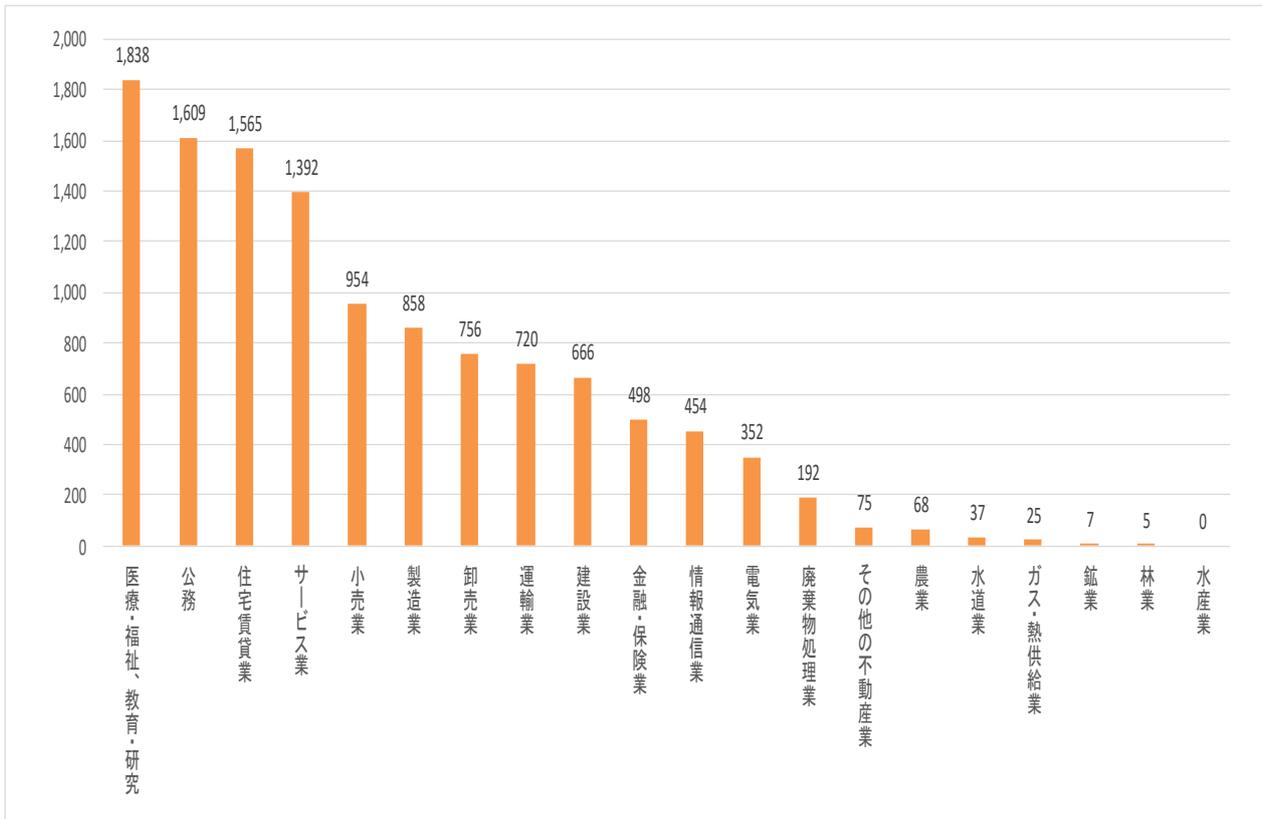
(単位：人)



※経済センサスを独自に集計

産業別付加価値額

(単位：億円)



※環境省・株式会社価値創造研究所「地域経済分析」を用いて独自に集計

2 市内中小企業の課題

秋田市中心小企業振興基本条例の策定に向けた基礎資料として、経営上の課題・支援および市内の景況、条例への要望等を把握するため、平成29年度にアンケート調査を以下のとおり実施しました。

- ① 調査目的 市内中小企業者を対象に、中小企業施策等に対する意見を調査し、同条例の制定の基礎資料とするため。
- ② 調査期間 平成30年3月16日～26日
- ③ 調査対象者 平成26年経済センサス基礎調査名簿から業種や事業形態（個人・法人）別に構成比を基に無作為抽出した市内1,500事業者
- ④ 回答率 30.7%（1,500事業者中461事業者が回答）

（1）経営上の問題点

項目	従業員の確保難	同業他社との競争激化	設備の老朽化	需要の停滞	人件費の増加	仕入れ単価の上昇	取引先の減少	販路拡大	事業承継	熟練技術者の確保	販売単価の下落	管理費等の増加	新製品新サービスの開発	事業資金の借入難	製品サービスの低下	計 n=461
回答数	212	130	109	100	89	84	65	63	58	52	41	37	33	11	6	1,090
(%)	46.0	28.2	23.6	21.7	19.3	18.2	14.1	13.7	12.6	11.3	8.9	8.0	7.2	2.4	1.3	236.5

※複数回答のため割合の合計は100%を超えます。

（2）経営上の問題解決に必要な支援

項目	人材確保・雇用維持支援	販路開拓・取引拡大支援	資金繰りに関する支援	事業承継支援	融資条件の変更・緩和	技術商品開発支援	IT化支援	事業提携支援	省エネルギー化支援	事業再生支援	廃業に関する支援	下請け中小企業保護支援	海外展開支援	知的財産活用支援	起業・転業支援	ベンチャー創業支援	計 n=461
回答数	359	63	50	39	37	26	24	21	12	11	10	9	8	6	5	1	681
(%)	77.9	13.7	10.8	8.5	8.0	5.6	5.2	4.6	2.6	2.4	2.2	2.0	1.7	1.3	1.1	0.2	147.8

※複数回答のため割合の合計は100%を超えます。

3 中小企業等の意見（平成29年度アンケート調査から）

1 人材育成・確保
<ul style="list-style-type: none">・人材確保が難しいので、就業後にも人材を育てる支援をして欲しい。・人材情報が集約される人材交流センターを新設して欲しい。・軽度の障がい者等への職場適応支援をして欲しい。
2 補助金の拡充
<ul style="list-style-type: none">・設備更新のための補助制度を拡充して欲しい。・店舗等へのリフォームに対する補助制度が欲しい。・中小企業への補助金の拡充や未利用地の無償譲渡を行って欲しい。・中心市街地の空き店舗の補助だけでなく、新規建設も補助対象として欲しい。・不動産業者が仲介業だけでなく、まちづくりへの参加や出資も必要と思われる。・県産農産物取扱い業者への補助制度が欲しい。
3 公的支援（その他）
<ul style="list-style-type: none">・事業用資産への固定資産税の軽減を拡充して欲しい。・不当廉売、販売原価を下回る販売者への是正勧告を強化して欲しい。・道路修復や側溝の改善などの社会資本整備を行政が地元企業に発注し、もっと地元にお金が回るようにして欲しい。
4 資金の調達
<ul style="list-style-type: none">・中小企業者の借入金利息を低くして欲しい。・まとまった資金調達ができれば、より好待遇で良い人材を雇用することができると思う。
5 競争力の強化
<ul style="list-style-type: none">・生産性の維持・向上のための設備導入支援を拡充して欲しい。・専門知識を持ったアドバイザーによる無料相談の機会をもっと増やすなど、中小企業の実態をもっと知って欲しい。
6 新たな市場の開拓等
<ul style="list-style-type: none">・販路拡大のための出荷時の運送費への支援（特に東北他県、首都圏）が欲しい。・販路開拓や取引拡大に対する支援を拡充して欲しい。・県外客を観光で秋田に呼ぶ事業に支援して欲しい。・観光等で交流人口を増やすためには顧客満足度を地域全体に広げていく必要がある ので、顧客へのサービス・スキル向上のための研修などに支援があると良い。

4 新型コロナウイルス感染症の影響

同感染症の影響による事業運営の課題や支援等を把握するため、令和2年度に同感染症の影響に関するアンケート調査を以下のとおり実施しました。

- ① 調査目的 市内中小企業者を対象に、同感染症による経営への影響や支援策に対する意見を調査し、ウィズコロナ、アフターコロナの段階における施策検討の参考資料とするため。
- ② 調査主体 秋田市、秋田商工会議所、河辺雄和商工会、秋田大学
- ③ 調査期間 令和2年7月10日～8月21日
- ④ 調査対象者 秋田商工会議所および河辺雄和商工会等の会員 5,750事業者
- ⑤ 回答率 5.7% (5,750事業者中327事業者が回答)

※本アンケート調査の回答者は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい業種を中心として、小売業56社、建設業55社、サービス業51社であったほか、その他幅広い業種からデータの提供を受けた。

(1) 事業運営の課題

項目	顧客・消費者の回復や確保	従業員の健康管理や安全確保	柔軟な働き方の実現	収益・キャッシュフロー改善	経営計画の見直し	新たな製品やサービスの開発	サプライチェーンの確保	その他	回答未選択	計 n=327
回答数	177	147	94	87	82	69	12	12	12	692
(%)	54.2	44.0	28.8	26.6	25.0	21.1	3.7	3.7	3.7	210.8

※複数回答のため割合の合計は100%を超えます。

(2) 求める支援

項目	無し	資金繰りへの支援	感染症対策への支援	販売促進への支援	投資設備への支援	雇用関係への支援	経営相談	回答未選択	従業員の心身の健康に関する支援	その他	計 n=327
回答数	71	56	49	42	34	22	17	14	13	9	327
(%)	21.8	17.2	14.9	12.9	10.4	6.8	5.2	4.2	3.9	2.7	100.0

5 事業者の意見（令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート調査における自由意見から）

1 資金繰り
<ul style="list-style-type: none">・銀行から借り入れの返済猶予と金利を低減して欲しい。・国や県、市による無利子融資の期間を延長して欲しい。・各種給付金・支援金および実質無利息・無保証の融資制度は、コロナ終息まで無期限で継続して欲しい。
2 設備投資
<ul style="list-style-type: none">・生産設備の更新や新商品を生産するための設備投資を支援して欲しい。・設備投資への補助金を給付して欲しい。・設備の老朽化への対応をして欲しい。・設備投資に対する減税を行って欲しい。
3 販売促進
<ul style="list-style-type: none">・販路開拓を支援して欲しい。・秋田市内へ出張で宿泊される方へ、市内店舗で使える飲食券を配布して欲しい。・ネット販売の立ち上げに対する指導や補助の支援が必要である。・観光マーケットが急速に縮小しているので、東北エリアを対象とした観光クーポンの発行など、観光推進策を実施して欲しい。・テレワークにかかるオンラインシステム契約料等を助成して欲しい。
4 感染症対策
<ul style="list-style-type: none">・事務所や作業現場における感染症対策を指導・助言して欲しい。・BCP等の危機管理対応への支援をして欲しい。・消毒用アルコール、マスク、手洗い用剤等の供給確保について支援して欲しい。・PCR検査の拡充と受け入れ体制を確保して欲しい。・サーモグラフィー設置や石鹼、アルコール等の消耗品、アクリル板などの備品類、感染症対策への設備投資に対して補助して欲しい。
5 雇用関係
<ul style="list-style-type: none">・テレワーク、リモートワークを推進して欲しい。・人材の確保や育成に対する支援や補助金を支給して欲しい。
6 従業員の心身の健康等
<ul style="list-style-type: none">・過剰にならない感染対策とカウンセリングなどへの補助金を支給して欲しい。・新型コロナウイルスの検査料の負担や陽性の場合の治療費の支援をお願いしたい。

6 新型コロナウイルス感染症に対する取組

(1) これまでの取組状況

同感染症の影響により、本市経済を取り巻く環境がこれまでになく厳しい状況の中、本市では、これまで数次にわたり予算を補正し、感染拡大防止策や経済対策など、感染症対策関連事業に取り組んできました。

事業の制度設計にあたっては、国・県の動向および市民生活や事業者等への影響を把握しながら、必要な対策を検討し、国・県の事業と連携した支援や本市独自の支援策を組み合わせ、切れ目なく事業を展開してきました。

初期の段階においては、事業継続の支援や雇用の維持を最優先として、実質完全無利子の融資制度や地域産業支援金、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など、独自の支援を実施しました。

次の第二段階では、感染拡大防止を徹底しながら、事業活動の再開や個人消費の喚起を図るため、飲食店等応援プロジェクトにより、「新しい生活様式」に沿った形で飲食業や卸小売業の販売機会拡大を図るとともに、商店街が独自に行うイベントへの支援や中心市街地商業集積促進事業による出店支援、各種物販イベントの実施など、関連施策を総動員し、経済活動の活性化に努めてきました。

また、同感染症の影響の長期化に対応するため、飲食店応援クーポンの発行、離職者の再就職支援、中小企業団体等が実施する事業への補助、ECサイト「あきたづくし」の開設などを実施したほか、実質完全無利子の融資制度については、上限額の引き上げと申請期間の延長を行い、資金繰り支援を強化しました。

【令和2年度における主な新型コロナウイルス感染症対策関連事業（産業・観光部門）】

- ・ 飲食店等応援プロジェクト事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策地域産業支援事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策勤労者特別融資事業
- ・ 飲食店応援クーポン発行事業
- ・ 飲食店販売促進応援事業
- ・ 商店街振興事業
- ・ 地域中小企業団体等支援事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金積立金
- ・ 特産品お取り寄せキャンペーン事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策離職者資格取得助成事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策離職者採用支援事業
- ・ 地方拠点分散化企業動向調査事業
- ・ 市内産ダリア販売支援事業

(2) 今後の取組方針等

同感染症は、中小企業の売り上げ減少や事業・企業の再編、消費動向の変化など、社会経済や生活行動に大きな影響を及ぼしており、本市経済は持ち直し基調にあるものの、地域経済を支える本市事業者の取り巻く経営環境は依然厳しい状況にあります。

今後は、感染の再拡大や長期化による景気の下振れが懸念され、雇用の維持や事業継続に向けた対応が強く求められていることから、そうした施策を進めるとともに、これまでのコロナ対策事業の効果を検証し、景気動向や国・県のコロナ対策等を注視しつつ、同感染症の状況に適切に対応しながら、引き続き有効な消費喚起策や事業者支援策について検討を進めてまいります。

また、社会情勢の変化や新たな経済構造の構築を見据え、ICTを活用したビジネススタイルへの転換や事業承継への支援を強化するとともに、生産拠点の地方への分散化やサプライチェーンの再構築等に対応した施策を検討、実施してまいります。

【令和3年度の主な新型コロナウイルス感染症対策関連事業(産業・観光・都市整備部門)】

- ・新型コロナウイルス感染症対策勤労者特別融資事業(再)
- ・地域中小企業団体等支援事業(再)
- ・新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金積立金(再)
- ・新型コロナウイルス感染症対策離職者資格取得助成事業(再)
- ・新型コロナウイルス感染症対策離職者採用支援事業(再)
- ・新型コロナウイルス感染症対策飲食店支援事業
- ・新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券発行事業
- ・公共交通等新型コロナウイルス感染症対策支援事業

7 重点的に取り組むポイント

本市では、基本施策に基づき、中小企業振興推進会議等の意見を踏まえ、本指針の実施期間において、次の重点ポイントに取り組めます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、IT・DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用したビジネスモデルの変革、サプライチェーンの再構築などといった経済環境の変化、新たな生活様式への対応も求められており、同感染症収束後の経済社会を見据えた施策も併せて推進します。

基本施策	重点ポイント
経営基盤の強化を図ること	資金供給制度の充実や相談体制等の整備、事業承継の円滑化により、経営基盤の強化を図ります。
新たな市場の開拓等を図ること	新たな商談機会の創出や積極的なセールスプロモーションなどにより、国内外での新たな市場開拓等を図ります。
製品又は役務の価値の増加による競争力の強化を図ること	生産性向上等に向けた設備投資の促進や産学官連携、企業連携などにより、付加価値の高い商品やサービスの創出を促進し、中小企業の競争力強化を図ります。
新たな事業の創出の促進を図ること	創業を促進するとともに、創業機運の醸成や起業家交流、事業拡大に向けた支援などにより、新事業の創出促進を図ります。
地域の特性に応じた事業活動の促進を図ること	魅力ある商店街づくりや6次産業化、地域資源を活用した商品開発等への支援のほか、インバウンド需要の取込みやスポーツ・文化資源の活用等により、地域特性に応じた事業活動の促進を図ります。
人材の育成および確保を図ること	若者の地元定着やAターン就職等を促進するとともに、女性や高齢者の活躍を支援することなどにより、人材の育成や確保を図ります。
小規模企業者に必要な支援を行うこと	円滑な資金供給や経営相談、事業承継、空き店舗等出店促進、起業促進などにより、小規模企業者の主体的な取組を支援します。

第3章 施策の方向性

基本施策1 経営基盤の強化を図ること

資金供給制度の充実や相談体制等の整備、事業承継の円滑化により、経営基盤の強化を図ります。

取組1 融資あっせん制度等による資金供給

経営の安定化を図るため、事業資金を必要とする中小企業者を融資あっせん等により支援するとともに、官民一体で創設したファンドにより、創業期から成長・成熟期までの中小企業者を横断的に金融支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者に対する資金繰り支援を強化します。

【主な事業】

- ・ 中小企業金融対策事業
- ・ 中小企業融資あっせん事業
- ・ 中小企業成長支援事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金積立金

取組2 経営基盤の強化に向けた相談・支援体制の整備

経営基盤の強化や経営革新の促進に向け、企業経営支援の専門家等による相談体制を拡充するとともに、チャレンジオフィスあきたにおける創業支援体制を強化します。

また、起業後の経営安定化やさらなる成長促進のため、各種の中小企業支援事業を利用した起業家へのアフターフォローを充実させます。

【主な事業】

- ・ 中小企業診断士無料相談
- ・ チャレンジオフィスあきた運営
- ・ 起業家成長支援事業

取組3 事業承継の円滑化支援

中小企業が持つ技術とサービスの喪失を防ぐとともに、雇用を維持するため、金融機関や中小企業支援団体と連携しながら、後継者や引き受け企業がない中小企業に対して、ファンドによる支援や事業承継にかかる費用の支援などにより、地元企業等の事業承継の円滑化を促進します。

【主な事業】

- ・ 中小企業成長支援事業（再）
- ・ 事業承継支援事業

基本施策2 新たな市場の開拓等を図ること

新たな商談機会の創出や積極的なセールスプロモーションなどにより、国内外での新たな市場開拓等を図ります。

取組1 国内外における商談会への参加促進

地元産品の知名度向上や、国内外での販路の開拓・拡大に向け、海外事業を展開している市内企業に対して、国内外の見本市やオンラインを含む商談会、展示会、ECサイト等への出展機会を創出するとともに、新たな手法で海外との商取引に参入する事業者に対しては、必要な支援策を講じます。

また、貿易参入を試みる事業者の発掘に努めるとともに、新たに海外展開に取り組む市内企業に対しては、貿易支援機関等と連携しながら、海外展開プログラムの策定を支援します。

【主な事業】

- ・海外展開促進事業
- ・地域特産品販売促進等事業

取組2 新市場および販路の開拓や企業取引の拡大

海外販路の開拓・拡大や企業取引の拡大を図るため、海外での見本市・商談会等に市内企業と参加するほか、首都圏等における地域特産品等のセールスや農業ブランドの確立に向けたプロモーションを積極的に展開します。

また、独自のECサイトの構築・運営など、多様な販売チャンネルの掘り起こしに向けた取組を支援することにより、企業取引の拡大を促進します。

【主な事業】

- ・対岸経済交流事業
- ・地域特産品販売促進等事業（再）
- ・農業ブランド確立事業
- ・中小企業金融対策事業（再）

基本施策3 製品又は役務の価値の増加による競争力の強化を図ること

新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた生産性向上等に向けた設備投資の促進や産学官連携などにより、付加価値の高い商品やサービスの創出を促進するとともに、企業連携の促進等により、中小企業の競争力強化を図ります。

取組1 設備投資の促進

中小企業者の設備投資を促すため、新分野への進出、新商品の開発、生産性や製品付加価値の向上および生産開発拠点等の新增設等に取り組む企業に対して、融資あっせんや

費用助成による金融支援を実施するほか、中小企業等経営強化法による先端設備等導入促進基本計画に基づき、新增設にかかる固定資産税を免除します。

また、生産拠点の国内回帰やサプライチェーンの再構築、本社機能・開発部門等の地方分散化の動きを捉え、新規立地や事業拡大を支援するとともに、テレワーク、ワーケーション等の新しい働き方に対応したオフィス形成を推進します。

【主な事業】

- ・ 中小企業金融対策事業（再）
- ・ 中小企業融資あっせん事業（再）
- ・ 商工業振興奨励措置事業
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の推進および固定資産税の免除

取組 2 産学官連携の促進と産業デザインの活用

付加価値の高い商品やサービス、新ビジネスを創出するため、大学や研究機関等と連携し、研究開発者間の交流や地域課題の解決に向けた共同の研究開発を支援します。

また、製品の持つ強みや独自性をさらに高めるため、秋田公立美術大学と連携し、産業デザインの活用に向けた研修や関連セミナー等を実施します。

【主な事業】

- ・ 創業支援事業
- ・ チャレンジオフィスあきた運営（再）
- ・ ビジネススタートアップ支援事業

取組 3 企業連携の促進による競争力強化

本市の企業集積や中小企業支援団体、大学等を活用した企業連携、ニアショア業務等を行う誘致企業と市内企業の協業を促進するとともに、地域未来投資促進法に基づく基本計画に位置付けられた事業を支援するなど、新分野進出やイノベーション創出等により、競争力強化を図る取組を支援します。

【主な事業】

- ・ 地域未来投資促進法に基づく基本計画策定および対象事業の促進
- ・ 商工業振興奨励措置事業（再）

基本施策 4 新たな事業の創出の促進を図ること

創業を促進するとともに、創業機運の醸成や起業家交流、事業拡大に向けた支援などにより、新事業の創出促進を図ります。

取組 1 創業の促進

チャレンジオフィスあきたを中心とする創業相談機能の強化を図るとともに、創業時において、初期費用の助成や「あきた創業サポートファンド」に加え、クラウドファンディングの活用を支援することにより、創業を促進します。

【主な事業】

- ・ チャレンジオフィスあきた運営（再）
- ・ 創業支援事業（再）
- ・ 企業成長支援事業
- ・ クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業

取組 2 創業機運の醸成や起業家交流の促進

創業機運の醸成や起業家交流の促進を図るため、チャレンジオフィスあきたを有効活用して、意識啓発セミナーや起業家同士のマッチングなどの関連イベント等に取り組みます。

また、副業や兼業を通じた起業を後押しするほか、デジタル技術を活用したビジネスなど、新たな分野での起業家の掘り起こしに努めます。

【主な事業】

- ・ ビジネススタートアップ支援事業（再）
- ・ チャレンジオフィスあきた運営（再）

取組 3 第二創業や新分野進出など事業拡大の促進

第二創業や新分野進出などの事業拡大、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進などに取り組む企業を、官民一体で創設した中小企業成長支援ファンド等により支援します。

【主な事業】

- ・ 中小企業成長支援事業（再）
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の推進および固定資産税の免除（再）
- ・ 商工業振興奨励措置事業（再）

基本施策 5 地域の特性に応じた事業活動の促進を図ること

魅力ある商店街づくりや6次産業化、地域資源を活用した商品開発等への支援のほか、インバウンド需要の取込みやスポーツ・文化資源の活用等により、地域特性に応じた事業活動の促進を図ります。

取組 1 商店街の振興

商店街の振興を図るため、魅力ある商店街づくりを総合的に支援するとともに、商店街のICT化や中心市街地の空き店舗等への出店を支援します。

【主な事業】

- ・ 商店街振興事業
- ・ ICT商店街モデル事業
- ・ 商店街空き店舗対策事業

- ・ 中心市街地商業集積促進事業

取組 2 6次産業化、農商工連携の推進

6次産業化の取組や農業者と商工業者等のマッチングを支援するとともに、オンラインによる商取引等も活用し、広域連携による地場製品の活用を支援します。

また、本市農産品等のプロモーションにより、農業を基点とした産業の振興を図るとともに、ECサイトを活用し、販売機会の拡充に努めます。

【主な事業】

- ・ 6次産業化起業・事業拡大支援事業
- ・ 農商工連携ビジネス支援事業
- ・ 農業ブランド確立事業（再）

取組 3 地域資源を活用した商品開発や技術継承の促進

地域資源を活用し、6次産業化や農商工連携による商品開発を支援します。

また、伝統工芸の技術を継承する事業者の創業を促進するとともに、技能功労者等の表彰制度により、技能者の地位向上や技能・技術の継承を支援します。

【主な事業】

- ・ 6次産業化起業・事業拡大支援事業（再）
- ・ 農業ブランド確立事業（再）
- ・ 創業支援事業（再）
- ・ 技能功労者・優秀技能者表彰制度

取組 4 観光とインバウンドによる交流促進

新型コロナウイルス感染症の収束や海外からの観光客の回復を見据え、地元・近隣への短距離観光やワーケーションなどの新たな需要に対応するほか、クルーズ船誘致やインバウンド誘客など、引き続き本市の交通結節点としての利点を活用しつつ、広域観光を強化するとともに、竿燈まつりなどの魅力ある地域資源をいかしながら、本市への誘客促進や都市型観光の魅力向上に努めます。

また、商店街等と連携し、ICTを活用した観光消費の促進に向けた取組を進めます。

【主な事業】

- ・ インバウンド誘客促進事業
- ・ 観光プロモーション事業
- ・ 秋田港大型クルーズ船誘致等事業
- ・ ICT商店街モデル事業（再）

取組 5 スポーツ・文化資源の活用による交流促進

集客力のあるスポーツ大会やイベント等の誘致・開催を促進するとともに、日本遺産・文化遺産に認定された文化資源の活用などにより、市外からの誘客による交流促進に向けた取組を進めます。

【主な事業】

- ・スポーツホームタウン推進事業
- ・ホストタウン交流事業
- ・北前船日本遺産推進事業

基本施策6 人材の育成および確保を図ること

若者の地元定着やAターン就職等を促進するとともに、女性や高齢者の活躍を支援することなどにより、人材の育成や確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離職者を支援します。

取組1 若者等の安定した雇用の拡大による地元定着の促進

市民が安心して働くことができるよう、非正規雇用者の正規雇用転換による雇用安定や仕事に役立つ資格取得、新卒新入社員の早期離職の抑制などに取り組むとともに、ICT業界を担う人材の育成や確保を支援します。

【主な事業】

- ・アンダー40正社員化促進事業
- ・資格取得助成事業
- ・フレッシュマン就労継続サポート事業
- ・若年者就業支援事業
- ・新卒者地元就職促進事業

取組2 Aターン希望者や新規学卒者の就職促進

若者を始めとするAターン希望者や新規学卒者の市内就職の促進を図るため、市内企業の情報発信や市内中小企業の採用・人材育成を支援します。

また、移住希望者等に対する各種支援制度の充実を図るほか、ハローワーク求人情報の提供等により、移住の促進に取り組みます。

【主な事業】

- ・「秋田市暮らし」魅力発信事業
- ・(新)中小企業採用・人材育成支援事業

取組3 働く女性の職場環境の整備やキャリアアップの推進

女性が働きやすい職場づくりや女性管理職の登用促進を推進します。

【主な事業】

- ・なでしこ秋田☆働く女性応援事業
- ・キャリアデザインセミナー事業

取組4 高齢者の就業機会の拡大

高齢者の生きがいづくりと健康維持に加え、企業の人手不足解消を図るため、シルバ一人材センターの活動を支援します。

【主な事業】

- ・高年齢者就業機会確保事業

取組5 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者への支援

同感染症の影響による離職者の再就職を支援し、雇用の安定化を図ります。

【主な事業】

- ・(新)新型コロナウイルス感染症対策離職者資格取得助成事業
- ・(新)新型コロナウイルス感染症対策離職者採用支援事業

基本施策7 小規模企業者に必要な支援を行うこと

円滑な資金供給や経営相談、事業承継、空き店舗等出店促進、起業促進などにより、小規模企業者の主体的な取組を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援します。

取組1 主体的な取組の促進に必要な支援

経営基盤強化や事業拡大等に向けた、小規模企業者の主体的な取組を促進するため、円滑な資金供給による経営安定化や、中小企業診断士等による相談・支援体制の充実、事業承継の円滑化を図ります。

また、空き店舗等への出店やファンド等を活用した起業、6次産業化の起業等の取組を支援します。

【主な事業】

- ・中小企業金融対策事業（再）
- ・中小企業融資あっせん事業（再）
- ・中小企業診断士無料相談（再）
- ・チャレンジオフィスあきた運営（再）
- ・事業承継支援事業（再）
- ・中心市街地商業集積促進事業（再）
- ・商店街空き店舗対策事業（再）
- ・創業支援事業（再）
- ・企業成長支援事業（再）
- ・クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業（再）
- ・6次産業化起業・事業拡大支援事業（再）
- ・小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画・事業継続力強化支援計画の共同策定および対象事業の促進

取組2 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援

同感染症の影響により業績が悪化した事業者に対して、円滑な資金供給や助成制度等により、事業継続や雇用維持を支援するとともに、経営基盤の安定化を図ります。

【主な事業】

- ・ 地域中小企業団体等支援事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援事業（再）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金積立金（再）
- ・ (新)新型コロナウイルス感染症対策飲食店支援事業
- ・ (新)新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券発行事業
- ・ (新)新型コロナウイルス感染症対策離職者採用支援事業（再）

秋田市中心企業振興基本条例をここに公布する。

平成30年12月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第56号

秋田市中心企業振興基本条例

本市は、恵まれた自然と高い都市機能を併せ持ち、明治22年の市制施行以来、県都として、さらには北日本および日本海沿岸地域の要となる都市として、産業、文化等の中心となり発展し続けてきた。この発展は、市内の事業所の多くを占める中小企業が、歴史と文化を育むまちづくりの担い手となり支えてきたものである。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行による国内市場の縮小、国際化および情報化の進展による競争の激化等により、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、これまで以上に積極的な事業活動が求められている。特に、小規模企業者においては、事業主の高齢化、後継者不足等により経営を維持することさえ困難な状況にある。

このような状況を踏まえ、本市は、中小企業の振興を市政の重要な政策の一つと位置付け、中小企業の創意工夫および自主的な努力を尊重しつつ、市、事業者、中小企業支援団体、大学等および市民等が一体となって中小企業の振興に向けた取組を推進することにより、中小企業の多様で活力ある成長発展および市民生活の更なる向上を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、および市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市の経済の持続的な発展および市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（第 5 号において「中小企業者」という。）および中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体、商店街振興組合その他これらに類する団体であつて、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援を行う団体であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であつて市内に本店、支店その他の営業所を有するものおよび信用保証協会をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する大学および高等専門学校ならびに研究機関であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (7) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所等を有する個人および法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所等に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 中小企業者等の経営の改善および向上を図るための創意工夫および自主的な取組が促進されること。
- (2) 市、中小企業者等、中小企業支援団体、金融機関等、大企業者、大学等、市民等その他の中小企業の事業活動に関係のあるものの連携および協力の下に推進されること。
- (3) 本市の地域資源を積極的に活用し、中小企業の多様で活力ある成長発展が図られること。
- (4) 小規模企業者をはじめとする中小企業者等の事業活動に資する事業環境が整備され、中小企業の持続的な発展が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者等は、基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善および向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、基本理念にのっとり、地域における雇用の機会の創出および労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体等の役割)

第6条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者等が経営の改善および向上を図るために行う取組に対して積極的な支援に努めるものとする。

- 2 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業者等の資金需要に対する適切な対応ならびに経営の改善および向上への協力を努めるものとする。
- 3 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における中小企業が果たす役割の重要性についての理解を深めるとともに、中小企業者等との連携および協力を努めるものとする。

4 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成に努めるとともに、中小企業者等との共同研究、中小企業者等の技術の向上を図るための支援、その研究成果の中小企業者等への移転その他必要な協力に努めるものとする。

(市民等の理解および協力)

第7条 市民等は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、地域の経済の活性化、雇用の機会の創出および市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第8条 市は、次に掲げる事項を基本として、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (2) 中小企業の新たな市場の開拓等を図ること。
- (3) 中小企業が供給する製品又は役務の価値の増加による競争力の強化を図ること。
- (4) 中小企業の新たな事業の創出の促進を図ること。
- (5) 地域の特性に応じた中小企業の事業活動の促進を図ること。
- (6) 中小企業の事業活動を担う人材の育成および確保を図ること。
- (7) 小規模企業者の自主的な取組が促進されるよう必要な支援を行うこと。

(指針)

第9条 市長は、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中小企業の振興に関する施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 市長は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者等、

中小企業支援団体および市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、秋田市中心小企業振興推進会議の意見を聴かなければならない。

4 市長は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

(中小企業振興推進会議)

第10条 中小企業の振興に関する事項を調査審議するため、秋田市中心小企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、市、中小企業者等、中小企業支援団体、金融機関等、大企業者、大学等、市民等その他の中小企業の事業活動に関係のあるものうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

秋田市中心企業振興推進会議規則をここに公布する。

平成31年 2 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 4 号

秋田市中心企業振興推進会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市中心企業振興基本条例（平成30年秋田市条例第56号）第10条第 5 項の規定に基づき、秋田市中心企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第 2 条 推進会議に会長および副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 推進会議の庶務は、産業振興部商工貿易振興課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項

は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(推進会議の招集)

2 この規則の施行後最初に開催される推進会議の招集は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。

秋田市中小企業振興推進会議 委員名簿

任 期：令和3年5月18日～令和5年5月17日

氏 名	所属・役職等	分 野	備 考
佐 瀬 道 則	秋田県中小企業診断協会会長	中小企業者等	会長
武 田 亨	秋田県中小企業家同友会代表理事	中小企業者等	
工 藤 留 美	のはらむら代表	中小企業者等	
浅 野 雅 彦	秋田商工会議所事務局長	中小企業支援団体	副会長
木 村 和 徳	河辺雄和商工会事務局長	中小企業支援団体	
畠 山 頼 仁	秋田県中小企業団体中央会事務局長	中小企業支援団体	
三 浦 力	(株)秋田銀行取締役執行役員 地方価値共創部長	金融機関等、大企業者	
小 西 暁	(株)北都銀行営業推進部部長兼地方創生 室長	金融機関等、大企業者	
倉 林 徹	秋田大学理事	大学等	
山 崎 純	NPO法人子育て応援Seed理事長	市民	

(分野順)

秋田市中心企業振興指針の策定経緯

令和 3 年 6 月 3 0 日 現在

年月日	経緯など
平成30年 12月20日	秋田市中心企業振興基本条例の公布
平成31年 2月1日	秋田市中心企業振興基本条例の施行
令和元年 5月8日	秋田市中心企業振興推進会議の設置
5月30日	令和元年度第1回 秋田市中心企業振興推進会議の開催 (指針の骨子案の説明、構成や方向性等の検討など)
6月21日	秋田市議会6月定例会での説明 (教育産業委員会における指針の骨子案の説明)
7月29日	令和元年度第2回 秋田市中心企業振興推進会議の開催 (指針の素案の説明、内容の検討など)
8月26日	令和元年度第3回 秋田市中心企業振興推進会議の開催 (指針の修正案の説明、内容の再検討など)
9月17日	秋田市議会9月定例会での説明 (教育産業委員会における指針案の説明)
令和2年 2月13日	令和元年度第4回 秋田市中心企業振興推進会議の開催 (指針最終案の説明、内容の確認など)
3月12日	秋田市議会2月定例会での説明 (教育産業委員会における指針最終案の説明)
3月31日	秋田市中心企業振興指針の公表

年月日	経緯など
令和3年 1月29日	令和2年度第1回 秋田市中心企業振興推進会議の開催 (指針の見直し方針の説明など)
3月25日	令和2年度第2回 秋田市中心企業振興推進会議の開催 (指針の改定版(修正案)の説明、内容の検討など)
5月18日	令和3年度第1回 秋田市中心企業振興推進会議の開催 (指針の改定版(最終案)の説明、内容の確認など)
6月21日	秋田市議会6月定例会での説明 (教育産業委員会における指針改定案の説明)
6月30日	秋田市中心企業振興指針の改定版の公表